

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関連する対応方針⑤

発行日：2021年4月26日

NITE 認定センター（IAJapan） 所長

平素より、弊センターの認定・登録業務にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

2021年4月25日より東京都・大阪府・京都府・兵庫県で緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、弊センターが認定・登録活動を継続する上での対応方針を以下のとおり変更いたしましたのでお知らせいたします。（前回からの変更箇所を**青文字の太線で**表示しています。）

弊センターでは引き続き、職員の在宅勤務の割合を高めて対応をしておりますので、お手数をかけて申し訳ありませんが、本件に関するご不明の点は、弊センターウェブサイトでご確認いただくか、メールにてご連絡をお願いいたします。

0 現地審査の実施について

感染拡大防止の観点から、遠隔審査による対応を基本とします。

ただし、遠隔審査の実施に何らかの制約がある場合や現地に訪問しなければ円滑な審査の実施が困難な場合**であって、緊急性の高い案件に対して**は、感染防止対策を徹底した上で現地審査を実施します。

1 既認定範囲に対する審査の実施

1 a 審査の実施期限及び認定周期

認定センターは、ISO/IEC 17011 7.9.3 項の要求事項に基づき、少なくとも2年に1回の現地審査（認定維持審査、再認定審査）を計画的に実施しています。また、4年認定周期の事業者の再認定審査は、2年に1回の現地審査スケジュールにより、再認定の前に現地審査を行うこととなっています。しかしながら、新型コロナウイルス対策における緊急事態宣言の発令及び各種自粛要請のため、審査が実施できないまま、計画された審査の実施期限を経過するおそれが出てきています。

こうした状況を踏まえ、認定事業者の地位を維持するための緊急的な措置として、**令和3年5月31日まで**に審査の実施期限を迎える事業者は、事業者が希望する場合には¹⁾、“3ヶ

月間の審査実施期限の延長”と“3ヶ月間の認定周期の延長”を行うことができることとします。

なお、これは IAF ID3 に準じた審査実施時期の延期及び ISO/IEC 17011:2017 に基づいて認定機関が定める認定周期を一時的に 1 周期が 5 年³⁾ を越えない範囲で 3 ヶ月間延長する措置として実施します。

また、この措置は法律による制限がある場合は対象外²⁾とし、計量法及び産業標準化法に基づく業務（JCSS、JNLA の登録業務、MLAP 認定業務）は、別途スキームオーナーの指示に従うものとします（仮に指示がない場合には、従前通りの措置となります）。

審査実施期限の延長、及び／又は、認定周期の延長を行った場合、以下の該当項目についても適切な処置を講じることとします。

- (該当する場合) 認定証に記載されている有効期限を 3 ヶ月延長して再発行する。
- 認定センターウェブサイトで公表している情報（有効期限）を最新の情報に更新する。
- 延長後も審査の実施方法についての調整を行い、遠隔審査の実施の可能性などについて、継続的に検討を行う。

注記 1 : 希望しない場合には適用しません。

注記 2 : JCSS 登録更新、JNLA 登録更新、MLAP 登録更新は、法令に従った手続きを行います。

注記 3 : 認定周期が 5 年の ASNITE-C (NMI) 及び ASNITE-R (NMI) は、認定周期延長の対象外とします。

1 b ISO/IEC 17025:2017 への移行確認

ILAC が公表している移行期限に基づき、認定を取得されている全ての事業者の ISO/IEC 17025:2017 への適合状況について、2021 年 6 月 1 日までに完了するよう確認を進めます。

なお、認定を取得していない登録事業者の ISO/IEC 17025:2017 への移行確認は、変更届の提出を受けた記録等の文書確認作業の中で実施します。

(ILAC が公表している移行期限)

https://ilac.org/latest_ilac_news/transition-period-for-iso-iec-17025-extended/

2 新たな登録・認定範囲に対する審査の実施

“新規申請”及び“拡大申請”のご要望に対しては、個別に相談して対応いたします。

遠隔審査でも、現地審査と同レベルの審査が実施可能であると認定センターが認める場合に限り、“新規申請”や“拡大申請”に係る申請の受付や審査の実施をいたします。

なお、既に申請を受理している場合でも、遠隔審査による対応が難しい場合には、審査の実施を延期させていただく場合がありますことをご理解ください。

3 遠隔審査の受け入れに関するご協力のお願い

2020年4月に発出された緊急事態宣言以降、認定センターでは遠隔審査を実施できる体制整備を進めてきており、事業者及び審査員のみなさまが接触する機会を最小限にすることで、新型コロナウイルス感染症に対する感染リスク低減に努めています。

遠隔審査の実施に際しては、書類等の電子化、コミュニケーションツールを活用するための環境整備、操作方法の習熟などが求められ、事業者及び審査員のみなさまに今までとは異なる部分でのご負担をおかけしておりますが、感染拡大防止には移動や接触機会を減らすことが重要ですので、感染者数が増加している間は遠隔審査の受け入れにできるだけご協力くださいますようお願いいたします。

なお、一部の項目を事情により確認することができない場合には、遠隔審査と現地審査を組み合わせ対応するなど、感染防止への配慮を行いつつ個別に対応いたします。

4 書面・押印・対面による手続きについて

行政手続きにおけるデジタル化の推進及び新型コロナウイルス感染症対策の一環として、認定・登録の取得に必要な各種手続きについて、書面・押印・対面による手続きをできる限り減らすための取組みを進めています。

2020年12月23日公表のNITE全体の対応方針を踏まえ、認定センターとしての対応を公表いたしましたので、ご確認とご協力をお願いいたします。

(NITE 全体版)

<https://www.nite.go.jp/information/news20201223.html>

(認定センター版)

<https://www.nite.go.jp/iajapan/aboutus/20210108.html>